

第6回 枚方市教育委員会定例会 会議録					
開会	令和2年6月29日午前10時00分			閉会	令和2年6月29日午前10時33分
日程番号	議案番号	案 件			結果
1	報告第4号	臨時代理事項の報告について (1) 学校運営協議会委員の委嘱について (2) 議会の議決事項（令和2年度6月補正予算額（第5号）（教育関係）について）の意思決定について (3) 議会の議決事項（令和2年度6月補正予算額（第7号）（教育関係）について）の意思決定について			承認
2	議案第5号	枚方市社会教育委員の解嘱及び委嘱について			可決
3	議案第6号	児童の放課後対策審議会委員の解嘱について			可決
構 成 員	教 育 長	奈良 涉	構 成 員	教 育 委 員	谷元 紀之
	教 育 委 員	神田 裕史		教 育 委 員	橋野 陽子
	教 育 委 員	近藤 孝		/	
説 明 員	教 育 監	奥 誠二	説 明 員	学 校 教 育 部 次 長 兼 教 育 支 援 推 進 室 長	千原 正敏
	総 合 教 育 部 長	前村 卓志		教 育 政 策 課 長	山下 恵一
	学 校 教 育 部 長	狩野 雅彦		教 育 支 援 推 進 室 課 長 (学事保健担当)	石田 英生
	総 合 教 育 部 参 事 兼 学 校 教 育 部 参 事	森澤 可幸		教 育 指 導 課 長	嶋田 崇
	総 合 教 育 部 次 長	新内 昌子		放 課 後 子 ど も 課 長	赤土 孝史
	総 合 教 育 部 次 長 兼 中 央 図 書 館 長	高橋 孝之		記 録	教 育 政 策 課 課 長 代 理
	学 校 教 育 部 次 長 兼 総 合 教 育 部 副 参 事	藤丸 知子	傍聴の人数		0 人

○奈良教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 委員の出席状況について報告します。

本日の会議は全員出席です。

以上、報告を終わります

○奈良教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和2年（2020年）第6回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行ないます。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において橋野委員を指名いたします。

○奈良教育長 それでは、日程1、報告第4号「臨時代理事項の報告について」を議題とします。説明を求めます。

狩野学校教育部長。

○狩野学校教育部長 只今、上程いただきました報告第4号「臨時代理事項の報告について」ご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

ご報告いたしますのは、ページ最下段、1. 臨時代理の理由にございますとおり、特に緊急を要するため、教育長が臨時に代理いたしましたもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条3項の規定により、教育委員会に報告し、ご承認をお願いするものです。

議案書2ページをご覧ください。

2. 臨時代理事項につきましては、記載の3点でございます。

それでは、順次ご説明申し上げます。

議案書3ページをご覧ください。

まず、臨時代理第4号「学校運営協議会委員の委嘱について」につきまして、ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和2年5月31日付けで教育長が臨時代理いたしましたものでございます。

議案書4ページをご覧ください。

1. 臨時代理の内容としまして、委嘱理由は、記載にございますように「地域とともにある学校づくり」を推進するため、地域住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者の各分野から選出されました方を「学校運営協議会」の委員として委嘱したものでございます。

議案書5ページをご覧ください。

こちらの方に、今回委員として委嘱いたしました、菅原小学校学校運営協議会の委員を掲載しておりますのでご参照ください。

なお、委嘱期間は、令和2年6月1日から令和3年3月31日まででございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第4号の説明とさせていただきます。

○奈良教育長 前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 続きまして、臨時代理第5号、議会の議決事項（令和2年度6月補正予算額（第5号）（教育関係）について）の意思決定についてご説明いたします。

議案書の6ページをご覧ください。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則、第3条第2項の規定により、令和2年6月2日付けで教育長が臨時代理したものでございます。

内容でございますが、次ページをご覧ください。

令和2年度6月補正予算額（第5号）（教育関係）の歳出を、費目ごとに、表によりお示ししております。

表の最上段、左から3番目の列「補正額」の欄をご覧ください。

「9. 教育費」における歳出補正予算額の合計は、8,182万7千円となっております。

内訳につきましては、「（2）小学校費」の小学校管理費が2,796万6千円、小学校保健衛生費が2,402万9千円、「（3）中学校費」の中学校管理費が1,264万8千円、中学校保健衛生費が1,014万6千円、「（4）幼稚園費」が499万8千円、「（6）保健体育費」の学校給食費が204万円となっております。

歳入の概要につきましては、8ページをご覧ください。

表の一番右の列の概要説明の上から3行目をご覧ください。

「2. 民生費国庫補助金」の「1. 子ども・子育て支援交付金」として、子ども未来部公立保育幼稚園課から、149万8千円を、「5. 教育費国庫補助金」の「1. 教育支援体制整備事業費交付金」として、子ども未来部公立保育幼稚園課から、350万円を、また、「2. 学校保健特別対策事業費補助金」として、総合教育部学校安全課から、2,988万9千円、総合教育部おいしい給食課から、102万円、学校教育部教育支援推進室から、2,231万3千円、合計5,322万2千円を計上しております。

これらは、新型コロナウイルス感染症対策のための備品等の購入に対する国庫補助金で、その補助率は、幼稚園にかかるものが10/10、小中学校にかかるものが1/2となっております。

次に3行下をご覧ください。

「8. 教育費府補助金」の「1. 学校保健特別対策事業費補助金」として、学校教育部教育支援推進室から、522万6千円を減額補正しております。

これは、令和2年度5月補正予算において、新型コロナウイルス感染症対策のためのマスク等の購入に対する補助金について、府補助金として計上しておりましたが、正しくは国庫補助金であったため、府補助金を減額補正するものでございます。

ここで減額した522万6千円につきましては、先ほど3行上でご説明させていただきました、教育費国庫補助金の「2. 学校保健特別対策事業費補助金」の中に同額を付け替えて計上しております。なお、学校保健特別対策事業費補助金については、補助率は1/2となっております。

続きまして、歳出の概要につきましては、9ページをご覧ください。

表の一番右の列の概要説明の上から3行目をご覧ください。

「1. 小学校管理費」の「1. 新型コロナウイルス感染症対策経費」、「(1) 児童・生徒等の健康管理事業費」といたしまして、総合教育部学校安全課から、消耗品費及び備品購入費として、合計2,796万6千円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症対策のための学校机飛沫防止ガード等の購入に伴うものでございます。

次に、「3. 小学校保健衛生費」の「1. 新型コロナウイルス感染症対策経費」、「(1) 学校再開に伴う感染症対策への学校保健特別対策事業費」といたしまして、学校教育部教育支援推進室から、備品購入費として2,402万9千円を計上しております。

これは、新型コロナウイルス感染症対策のための空気清浄機等の購入に伴うものでございます。

次に2行下をご覧ください。

「1. 中学校管理費」の「1. 新型コロナウイルス感染症対策経費」、「(1) 児童・生徒等の健康管理事業費」といたしまして、総合教育部学校安全課から、消耗品費及び備品購入費として、合計1,264万8千円を計上しております。

また、「3. 中学校保健衛生費」の「1. 新型コロナウイルス感染症対策経費」、「(1) 学校再開に伴う感染症対策への学校保健特別対策事業費」といたしまして、学校教育部教育支援推進室から、備品購入費として1,014万6千円を計上しております。これら中学校費については、小学校費と同様の備品等の購入に伴うものでございます。

次に2行下をご覧ください。

「1. 幼稚園費」の「1. 新型コロナウイルス感染症対策経費」、「(1) 感染拡大防止対策事業費」といたしまして、子ども未来部公立保育幼稚園課から、消耗品費、医薬材料費及び備品購入費として、合計499万8千円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症対策のためのマスク、空気清浄機等の購入に伴うものでございます。

次に2行下をご覧ください。

「4. 学校給食費」の「1. 新型コロナウイルス感染症対策経費」、「(1) 諸経費」といたしまして、総合教育部 おいしい給食課から、204万円を計上しております。これは、学校給食調理員の熱中症対策のための冷却ベスト等の購入に伴うものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、臨時代理第5号、議会の議決事項（令和2年度6月補正予算額（第5号）（教育関係）について）の意思決定についての説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第6号、議会の議決事項（令和2年度6月補正予算額（第7号）（教育関係）について）の意思決定についてご説明いたします。

議案書の10ページをご覧ください。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和2年6月18日付けで教育長が臨時代理したものでございます。

内容でございますが、次ページをご覧ください。

令和2年度6月補正予算額（第7号）（教育関係）の歳出を、費目ごとに、表によりお示ししております。

表の最上段、左から3番目の列「補正額」の欄をご覧ください。

「9. 教育費」における歳出補正予算額の合計は、1,612万8千円となっております。

内訳につきましては、「(2) 小学校費」の小学校管理費が1,134万円、「(3) 中学校費」の中学校管理費が478万8千円となっております。

歳出の概要につきまして、12ページをご覧ください。

表の一番右の列の概要説明の上から3行目をご覧ください。

「1. 小学校管理費」の「1. 新型コロナウイルス感染症対策経費」、「(1) 衛生管理事業費」といたしまして、総合教育部学校安全課から、報償費として、1,134万円を計上しております。

また、「1. 中学校管理費」の「1. 新型コロナウイルス感染症対策経費」、「(1) 衛生管理事業費」といたしまして、総合教育部学校安全課から、報償費として、478万8千円を計上しております。これらは、新型コロナウイルス感染症対策のため、小中学校のトイレの清掃を地域の方に依頼するための費用でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、

臨時代理第6号、議会の議決事項(令和2年度6月補正予算額(第7号)(教育関係)について)の意思決定についての説明とさせていただきます。

以上、報告第4号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○奈良教育長 これから質疑にはいります。質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 今、説明していただいた臨時代理第5号の補正予算額、第5号についてなんですけども、9ページに概要説明がありまして、今、小学校管理費及び中学校管理費の需用費と備品購入費ということで、小中学校にそれぞれ防止ガード、空気清浄機を配備するということですけども、具体的に小中学校にどれほどの、個数、台数を配備されるのでしょうか。防止ガードを全児童生徒というような捉え方でよろしいのでしょうか。

○奈良教育長 千原学校教育部長。

○千原学校教育部長 防止ガードにつきましては、全児童生徒1人につき1枚という形で配布を予定しております。空気清浄機につきましては、保健室に2台という形で予定しております。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 もう1点、今後のことになりましたが、夏季休業期間が短縮されたことで、特に夏の暑い時期での授業が行われることになりました。その辺りの熱中症対策等は考えられると思いますけど、その辺りの具体的な何らかの予算などはお考えでしょうか。

○奈良教育長 前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 夏季休業期間の短縮の間の授業中におきましても、教室の空調は引き続き行います。また、空調の使用時でありましても、窓の開放や扇風機の使用などで感染防止対策と熱中症対策を合わせて対応していく必要があると考えております。

また、小学校のほうにつきましても、中学校にありますウォータークーラーに代わるものとし

て、お茶等を用意できればと現在考えているところでございます。

○奈良教育長 神田委員。

○神田委員 今、対策については考えていただいているわけですが、できる限りいろんなものを考えていただきたいと思います。他市の事例を見ていると、ドリンクとか保冷材等も活用して、学校に用意しておくとか、そういうものを含めて、予算の必要なところは考えていただきたいというふうに思います。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

近藤委員。

○近藤委員 12ページの補正予算のところ、小学校管理費、報償費1,134万及び中学校のところで478万8,000円、先ほどご説明ありましたトイレ清掃を含めて消毒とか、地域にお願いされとお伺いしました。私に地域コミュニティの会長などからも電話入ってきたりする事で、当たっていただいているという事は確認できる一方で、このコロナの騒動、総額で1,600万ほどを使って、清掃含めて、衛生面を保つということでの予算を組んでいただいておりますが、一定期間の人員の担保というのが非常に難しいかと思えます。

ご苦勞をおかけしますが、地域のご協力をぜひ取りつけていただき、小学生、中学生の健康管理、新型コロナウイルス罹患のリスクを減らすということで、地域でのご理解を得ていただきながらの人員確保をぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから報告第4号を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程2、議案第5号「枚方市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。

説明を求めます。

前村総合教育部長

○前村総合教育部長 ただいま上程いただきました議案第5号、枚方市社会教育委員の解嘱及び委嘱について、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の13ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

社会教育委員は、社会教育に関し、教育委員会に助言するため、学識経験のある者、学校教育及び社会教育の関係者並びに家庭教育の向上に資する活動を行う者の中から、枚方市社会教育委員設置条例第2条第2項に基づき、教育委員会が委嘱するものでございます。

14ページをごらんください。

1. 委員の解囑でございますが、このたび枚方市立中学校校長会選出の栗山貴志委員から、令和2年6月30日をもって辞任したい旨の申し出がございましたので、解囑するものでございます。

2. 委員の委囑でございますが、栗山貴志委員の辞任に伴い、後任として、枚方市立中学校校長会の花崎知行氏を委囑するものでございます。任期は、栗山委員の残任期間でございます、令和2年7月1日から令和3年7月31日まででございます。

なお、参考といたしまして、15ページに、新たな第36期枚方市社会教育委員名簿を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上、甚だ簡単ではございますが、議案第5号、枚方市社会教育委員の解囑及び委囑についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程3、議案第6号「児童の放課後対策審議会委員の解囑について」を議題とします。

説明を求めます。

狩野学校教育部長。

○狩野学校教育部長 ただいま上程いただきました議案第6号、児童の放課後対策審議会委員の解囑について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書16ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

児童の放課後対策審議会は、放課後事業に関し、教育長を経て教育委員会に助言するため、学識経験を有する者や児童福祉及び社会教育、市民団体または関係団体の関係者から、枚方市附属機関条例に規定する教育委員会の附属機関として、教育委員会が委囑するものでございます。

次に、17ページをごらんください。

1. 委員の解囑でございますが、このたび枚方子どもいきいき広場アドバイザーの植田育司委員から、令和2年6月30日をもって辞任したい旨の申し出がございましたので、解囑するもので

ございます。

次に、18ページをごらんください。

こちらが令和2年7月1日以降の児童の放課後対策審議会委員の一覧となりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、議案第6号、児童の放課後対策審議会員の解嘱についての提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷元委員。

○谷元委員 今、辞任の申し出があったためということですが、特に後任の方を今後委嘱するといったことは考えておられるのでしょうか。

○奈良教育長 赤土放課後子ども課長。

○赤土放課後子ども課長 今回、枚方いきいき広場が今年度より当課の所管、市長部局から教育委員会放課後子ども課の所管になったことによりまして、ご本人からの申し出を受け、判断をしたものでございまして、今後につきましてはいきいき広場事業にかかわる人、適切な方を選定すべく検討してまいりたい、このように考えています。

以上です。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

以上、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

これをもって、令和2年(2020年)第6回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。



署 名

奈 良 涉

---

橋 野 陽 子

---